

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月18日

【事業年度】 第43期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

【会社名】 J B C Cホールディングス株式会社

【英訳名】 JBCC Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石黒和義

【本店の所在の場所】 東京都大田区蒲田五丁目37番1号
(ニッセイアロマスクエア)

【電話番号】 03(5714)5171(代表)

【事務連絡者氏名】 経理担当GM 高橋保時

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区蒲田五丁目37番1号
(ニッセイアロマスクエア)

【電話番号】 03(5714)5171(代表)

【事務連絡者氏名】 経理担当GM 高橋保時

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月15日に提出いたしました第43期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(8) <省略>

(9)自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の定めにより取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

(10) 株主総会の特別決議要件

<省略>

(訂正後)

(1)～(8) <省略>

(9)自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の定めにより取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

(10)取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。

(11)株主総会の特別決議要件

<省略>